

衛生管理者免許試験 公表問題

関係法令（有害業務）

- ① 安全衛生管理体制
- ② 作業主任者
- ③ 譲渡等の制限等
- ④ 定期自主検査
- ⑤ 製造の禁止と許可
- ⑥ 表示等・文書の交付等・有害性の調査
- ⑦ 安全衛生教育（特別教育）
- ⑧ 作業環境測定
- ⑨ 特殊健康診断項目と法規制
- ⑩ 健康管理手帳
- ⑪ 労働安全衛生規則の衛生基準
- ⑫ 有機溶剤中毒予防規則
- ⑬ 特定化学物質障害予防規則
- ⑭ 電離放射線障害防止規則
- ⑮ 酸素欠乏症等防止規則
- ⑯ 粉じん障害防止規則
- ⑰ 石綿障害予防規則
- ⑱ じん肺法
- ⑲ 報告
- ⑳ 労働基準法（時間延長制限業務）
- ㉑ 労働基準法（年少者・女性の就業制限）

【令和7年4月】

【問 7】 労働安全衛生法において、譲渡し、又は提供するときに名称等の表示が義務付けられている危険物及び有害物（以下「表示対象物質」という。）の表示の方法等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 表示対象物質を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供するときはその容器又は包装に名称等を表示しなければならない。
- (2) 表示対象物質を容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供するときは、その包装に名称等を表示しなければならない。
- (3) 表示対象物質を容器に入れ、又は包装する以外の方法により譲渡し、又は提供するときは、表示すべき事項を記載した文書を、譲渡し、又は提供する相手方に交付しなければならない。
- (4) 容器又は包装に表示事項等の全てを印刷し、又は表示事項等の全てを印刷した票箋を貼り付けることが困難なときは、表示事項等のうち名称以外のものについては、これらを印刷した票箋を容器又は包装に結びつけることにより表示することができる。
- (5) 表示対象物質を原材料等として新規に採用し、又は変更するときは、当該物質による危険性又は有害性等を調査しなければならない。

▶▶解説◀◀

- (1) 正しい：安衛法第 57 条（表示等）第 1 項①。
- (2) **誤り**：「その包装に」⇒「その容器に」。表示対象物質を容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供するときは、その容器に名称等を表示しなければならない。安衛法第 57 条（表示等）第 1 項①。
- (3) 正しい：安衛法第 57 条の 2（文書の交付等）第 1 項②。
- (4) 正しい：安衛則第 32 条（名称等の表示）。
- (5) 正しい：安衛則第 34 条の 2 の 7（リスクアセスメントの実施時期等）。

解答 (2)